

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【四半期会計期間】	第130期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社クラレ
【英訳名】	KURARAY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 文大
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市酒津1621番地
【電話番号】	086(422)0580 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記において行っています。) 東京都千代田区大手町1丁目1番3号 03(6701)1200
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部 経理部長 藤原 純一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目1番3号
【電話番号】	03(6701)1070
【事務連絡者氏名】	経営企画室 IR・広報部長 中山 守弘
【縦覧に供する場所】	当社東京本社 (東京都千代田区大手町1丁目1番3号) 当社大阪本社 (大阪市北区角田町8番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社東京本社および当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第129期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第130期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第129期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	72,910	87,715	332,880
経常利益(百万円)	1,512	11,983	28,925
四半期(当期)純利益(百万円)	138	5,699	16,315
純資産額(百万円)	326,120	337,162	337,818
総資産額(百万円)	481,455	498,712	502,815
1株当たり純資産額(円)	927.49	958.98	961.24
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	0.40	16.37	46.86
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	0.40	16.34	46.81
自己資本比率(%)	67.08	66.94	66.54
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	14,302	12,741	80,538
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	38,966	8,652	107,525
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,951	4,112	2,792
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残 高(百万円)	27,700	16,143	16,412
従業員数(人)	6,968	6,679	6,630

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には消費税および地方消費税は含まれていません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動についても特に記載すべき事項はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	6,679（827）
---------	------------

（注）1．従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

2．臨時従業員には、季節工およびパートタイマーを含み、派遣社員を除いています。

（2）提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	3,013
---------	-------

（注）従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社および連結子会社）の生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品が多く、セグメントごとに生産規模および受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注および販売の状況については、「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるセグメントの業績に関連付けて示しています。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日～平成22年6月30日）の経営環境は、中国をはじめ新興国経済の好調さに牽引されるかたちで、当社グループが取り扱う製品の需要が次第に回復してきました。一方で、財政不安に端を発する欧州経済の停滞、ユーロ安・円高、さらには原燃料価格の上昇懸念など先行き予断を許さない状況が続きました。こうした中で当社グループは、引き続き固定費削減をはじめとする収益構造改善策に全社を挙げて取り組みました。さらに中期アクションプラン『GS-Twins』に掲げた事業拡大、成長に向けた積極的な施策も順次実行しています。

当第1四半期連結会計期間におきましては、上述の収益構造改善効果の発現や液晶関連、LED関連の販売数量が想定以上に伸びたことに加え、＜エパール＞、イソプレンを含めたその他の基幹事業も需要回復に伴い売上を伸ばしました。また、販売数量拡大に伴い各事業の設備稼働率も改善しました。

この結果、売上高は87,715百万円（前年同期比20.3%増）、営業利益は12,534百万円（同624.5%増）、経常利益は11,983百万円（同692.2%増）、四半期純利益は5,699百万円（同4001.8%増）と大幅な増収・増益となりました。

前年同期と比較したセグメント別の状況は以下のとおりです。なお、当社の海外子会社の当第1四半期連結会計期間は平成22年1月1日～平成22年3月31日となっています。

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）の適用に伴い、セグメント区分を変更しています。

また、当年度は「セグメント情報等の開示に関する会計基準」および「セグメント情報等の開示に関する会計基準に関する適用指針」の導入初年度であるため、下記「(1) 業績の状況 セグメント別の状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けていません。

セグメント別の状況

a. 樹脂

樹脂事業は、各事業とも中国を含むアジア市場に加え、欧米でも順調に回復が進みました。その結果、売上高は36,902百万円（前年同期比21.7%増）、営業利益は13,005百万円（同82.1%増）となりました。

ポパール樹脂は、接着剤、繊維加工剤用途等で中国を含むアジア市場が好調でしたが、欧州でも需要が持ち直してきました。光学用ポパールフィルムは、旺盛な液晶テレビ需要を背景に液晶偏光板向けに伸長しました。この需要の伸びに対応するため、西条事業所の新ライン（年産2,000万㎡）の増設（平成24年度第1四半期稼働予定）を決定しました。PVBフィルムは、太陽光発電向け封止材用途が徐々に拡大してきましたが、欧州建築市場での不振が続きました。

EVOH樹脂＜エパール＞は、アジア市場では中国の自動車用途が一層の伸びを示し、国内も食品包装用途が底堅く推移しました。米国、欧州では食品包装用途、自動車用途ともに需要が拡大しました。

b.化学品

化学品事業は、各事業とも中国を含むアジア市場を中心に回復が進みました。その結果、売上高は18,667百万円（前年同期比26.8%増）、営業利益は856百万円（前年同期は2,459百万円の損失）となりました。

メタクリル樹脂は、成形材料がパソコンの導光体向けに伸長し、シートではLED搭載型液晶テレビの導光板を拡販しましたが、国内の看板・建材等は低調でした。

イソプレンは、熱可塑性エラストマー<セプトン>がアジア、欧州で堅調に推移し、化学品・ファインケミカルも国内・アジアを中心に回復が進みました。

メディカルは、歯科材料が欧米での新タイプのコンポジットレジン、ボンドの市場投入や販売体制強化の効果等もあり堅調に推移しました。

耐熱性ポリアミド樹脂<ジェネスタ>は、液晶テレビ等に使用されるLED反射板用途で需要が拡大しました。

c.繊維

繊維事業は、ビニロンをはじめほぼ全事業において需要回復が進みました。その結果、売上高は14,655百万円（前年同期比14.3%増）、営業利益は459百万円（前年同期は690百万円の損失）となりました。

ビニロンは、自動車用ブレーキホース用途、アスベスト代替のFRC（繊維補強セメント）用途の需要が拡大しました。

人工皮革<クラリーノ>は、既存タイプおよび環境対応型の新プロセス品が靴用途等で回復が進みました。当事業は抜本的な事業構造の改革に取り組んでおり、岡山事業所での高付加価値品の新プロセスへの移行、汎用品の一部について中国合弁会社への生産シフト等を推進中です。

不織布<クラフレックス>は、工業用ワイパーが堅調ながら、業務用カウンタークロスや産業用マスクは需要が停滞しました。また、スチームジェットタイプの<フレクスター>の新規用途展開が進みました。

面ファスナー<マジックテープ>は、産業資材、メディカル、輸送関連等全般に需要は堅調に推移しました。

高強度繊維<ベクトラン>は、中国向けの光ファイバー用途の需要が拡大するなど徐々に回復に向かいました。

d. トレーディング

トレーディング事業では、ポリエステルをはじめ繊維関連事業（衣料分野、資材分野）の市況が回復しつつある上に、差別化素材の顧客での採用が進展しました。樹脂・化学品・化成品事業は堅調な需要を背景に順調に拡大しました。その結果、売上高は28,552百万円（前年同期比21.1%増）、営業利益は606百万円（同145.4%増）となりました。

衣料分野は、フォーマルやユニフォーム用途の市況回復に加え、国内婦人向け、欧州向けに主力商品の高発色・高質感ポリエステル素材<エルモザ>等独自素材の販売が順調に推移しました。

資材分野は、メディカル関連、靴資材が底堅い需要を背景に堅調に推移しました。産業資材も自動車用資材他がアジア向けを中心に大きく伸長しました。

樹脂・化学品・化成品事業は当社グループ製品の拡大の他、溶剤等化学品、活性炭・工業膜等の環境資材、アルカリ性水溶性ポリマー<イソパン>・エラストマーの加工品等の付加価値型事業も順調に拡大しました。

e. その他

その他の事業は、売上高は13,048百万円（前年同期比27.4%増）、営業利益は1,068百万円（同33.0%増）となりました。

活性炭はキャパシタ（蓄電装置）、浄水器用途等で堅調に推移しました。

エンジニアリング事業をはじめその他の事業は徐々に回復しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業・投資・財務による各々のキャッシュ・フローの主な内容は次のとおりです。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前四半期純利益9,708百万円、減価償却費8,084百万円などの収入に対し、法人税等の支払6,054百万円、売上債権の増加1,328百万円、たな卸資産の増加1,065百万円などの支出で、営業活動によるキャッシュ・フローは12,741百万円の収入となりました。前年同期比では1,560百万円収入が減少しました。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の純増2,994百万円や有形及び無形固定資産の取得4,510百万円等の支出により投資活動によるキャッシュ・フローは8,652百万円の支出となりました。前年同期比では30,314百万円支出が減少しました。

c.財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金1,964百万円の収入に対し、長期借入金の返済3,200百万円、配当金の支払2,784百万円などの支出で、財務活動によるキャッシュ・フローは4,112百万円の支出となりました。

以上から、当第1四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローは、合計で22百万円の支出となり、その結果、当第1四半期連結会計期間末の現金および現金同等物の残高は、前連結会計年度末より268百万円減少して16,143百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

<株式会社の支配に関する基本方針>

・当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。たとえば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まってきています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、および当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行っており、また、引き続き行ってまいります。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記に記載の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

1. 中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社のコア・コンピタンス（中核的な競争優位性）は、高分子化学、合成化学および繊維工学ならびにそれらの周辺領域における独創性の高い技術力と、これを市場のニーズにマッチさせるためのアプリケーション開発力にあります。当社は、創業以来の企業文化である「世のため人のため、他人のやれないことをやる」に表される、事業を通じて社会に貢献する姿勢と、常に先駆者たらんとする進取の気性を精神的支柱として、酢酸ビニル系・イソブレン系のコア事業を中心に、機能性樹脂・フィルム、化学品、合成繊維、人工皮革、メディカル製品、環境関連製品など、多くの事業分野で世界市場をリードするユニークな製品群を継続的に生み出してまいりました。また、独自技術の開発や先駆的事业の立上げには、長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独自性の高い技術・ノウハウの蓄積、粘り強い開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、他社の追随を許さないものであり、当社の競争優位性をさらに向上させております。こうした当社独

自のコア・コンピタンスは、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。

これらのコア・コンピタンスを最大限に発現させ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に結び付けるためには、中長期的な視点で研究開発・市場開拓に努め、市場動向を見極めたタイムリーな施策により持続的な成長を実現していく必要があると考えます。

このことから、当社は、昭和59年以降、中期経営計画の策定・実施を通じた事業の強化・拡大に取り組んでまいりました。

最近では、平成18年度より、将来あるべき企業像を表現した「10年企業ビジョン」を掲げ、これに向けた平成18年度～平成20年度の3ヵ年計画として中期経営計画「GS - 21」に取り組み、以下の諸施策を実施してまいりました。なお、「GS - 21」の詳細については、当社の平成18年3月16日付のニュースリリース「新中期経営計画『GS - 21』」（<http://www.kuraray.co.jp/release/2006/pdf/060316.pdf>）をご参照ください。

基幹素材事業における競争力の質的向上とグローバルな拡大

ポパール樹脂事業のアジア拠点の確立（合弁生産会社の持分取得による100%子会社化）、PVB事業の拡大とグループシナジーの追求（欧州生産拠点の設備増強、他社の知的財産権の取得、PVB事業部の新設）、光学用ポパールフィルム（液晶ディスプレイ向け）・ビニロン繊維（アスベスト代替セメント補強材向け）の設備増強および増産等を実施しました。

新成長領域の拡大に向けた経営資源の重点投入

アクアビジネスの世界的拡大を睨んだアクア事業推進本部の新設および水処理事業合弁会社の設立、耐熱性エンジニアリング・プラスチックの市場拡大・設備増強、歯科材料事業のグローバル基盤の拡大、人工皮革・不織布の新プロセスの開発と事業化、新エネルギー（太陽光発電・燃料電池等）分野に向けた材料開発を実施しました。

競争劣位にある事業の再編整理

オプトスクリーン事業・リナロール系香料事業からの撤退、アクリルキャスト板事業の国内生産の停止、および人工透析膜事業の外部移管を実施しました。

グローバル企業としての経営体制の確立

社外取締役（2名）選任によるガバナンス向上、海外子会社社長の当社執行役員への登用、開発・技術を一元的に統括するCTO（Chief Technology Officer、技術最高責任者）の設置、欧米拠点の統合による地域統括会社の設立、インド子会社および北欧子会社の新設、グローバル人材育成プログラムの導入等を実施しました。

これらの諸施策を通じて、最終平成20年度には売上高4,500億円、営業利益500億円、ROA（総資産営業利益率）9%、ROE（株主資本当期純利益率）7%の収益構造を確立することを目指しました。2年度目の平成19年度には、ROA・ROEの目標指標を1年前倒しで達成する等、所期の収益構造にほぼ到達しました。しかし、平成20年度後半から世界的な経済危機の影響を大きく受けたことにより、最終的に目標指標を達成することはできませんでした。「GS - 21」の諸施策により当社の体質強化は進みましたが、現在の経済危機を克服するためには、さらに抜本的な収益構造の回復・向上策が必要であると認識しています。

平成21年度より実施する「GS - Twins」（平成21年度～平成23年度）は、世界的な経済危機の影響により大きく損なわれた収益構造を今後3年間で回復させ、「10年企業ビジョン」に描いた存在感あるスペシャリティ化学企業への新たな成長に踏み出すためのアクションプランです。「GS - Twins」では、以下の諸施策に取り組むこととしております。なお、「GS - Twins」の詳細については、当社の平成21年4月30日付のニュースリリース「中期アクションプラン『GS - Twins』の策定・実施について」（http://www.kuraray.co.jp/release/2009/pdf/090430_3.pdf）をご参照ください。

収益構造の改善

- ・事業ポートフォリオの継続的改善（不採算分野の縮小・撤退）
- ・設備投資の効率的運営（投資案件の厳選等）
- ・キャッシュフローの改善（在庫圧縮等）
- ・経費圧縮の徹底（固定費削減）による損益分岐点比率の改善
- ・組織のスリム化・人員の適正化

新事業の創出・拡大

市場成長力が高く、当社の技術ポテンシャルが発揮できる重点領域へ経営資源を投入し、環境指向型ビジネスの創出を目指します。

- ・環境領域：アクアビジネス --- 排水処理・リサイクル、有価物回収、バラスト水
- ・エネルギー領域：新エネルギー --- 太陽エネルギー（太陽電池パネル封止材等）
水素エネルギー（燃料電池材料等）
- ・光学・電子領域：LED部材、照明部材、透明導電膜等

コア事業の世界戦略の加速

世界的に競争力のある酢酸ビニル系をはじめとする基幹素材事業において、M&A、新興経済圏市場の展開加速、未開拓の既存市場の攻略等によりさらなる地域的拡大を目指します。

当社グループは上記諸施策の3年にわたる実施を通じて、最終年度の平成23年度には「GS - 21」で目指した収益構造に回帰し、「10年企業ビジョン」に示した持続的成長へつなげたいと考えております。

2. コーポレート・ガバナンス体制の構築

以上の取組みに加えて、当社は、上記に記載の基本方針の実現に資する取組みとして、当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記に記載の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

取締役および業務執行機関

当社は、機動的な経営の意思決定を図るため取締役の定員を10名以内と定め、株主に対する責任を明確化するためその任期を1年としています。また、社外取締役として2名の独立社外者を任用し、独立した第三者の立場から経営の監督機能を担っています。さらに、業績連動型報酬制度、ストックオプション制度を導入し、取締役の株主利益向上へのインセンティブを高めています。

また、当社は、取締役としての経営意思決定・監督の責任と、業務執行上の責任とを明確に分離するため、執行役員制を導入しています。執行役員（任期1年）はカンパニー、事業部および主要職能組織の長の職位に就き、執行責任と業績に対する結果責任を負います。

監査役

当社の監査役は5名とし、このうち3名は独立した社外監査役としています。

経営諮問会議

当社は、社長の業務執行に対して、法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視点から助言することを職務とする、経営諮問会議を設置しています。

経営諮問会議の常任メンバーは7名とし、うち1名（議長）は当社社長経験者、4名は企業経営や企業法務に豊富な経験を持つ社外有識者としています。同会議は、定期的に重要な経営方針や経営課題、社長の進退、後継者候補の選定、社長の報酬等に関し、社長に対して助言を行っています。

3. 株主の皆様への利益分配についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益分配を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益分配を行うよう努めています。具体的には、連結当期純利益に対する配当性向は30%以上を目標とし、持続的な業績向上を通じて、増配を実施してまいりました。1株当たりの年間配当金は、平成14年度の9円から平成20年度の22円へと拡大しました。さらに、中期経営計画「GS - 21」（平成18年度～平成20年度）においては、3年間の配当と自己株式取得をあわせた株主還元率70%を目標として資本効率の向上を目指してきました。3カ年の実績は配当性向36%、株主還元率86%となります。

平成20年度後半からの世界的な経済危機下で、当社の収益構造は大きく損なわれていますが、当社は、上記1.のとおり、これを早期に回復する取組みとして、アクションプラン「GS - Twins」を今後3年間で実施いたします。この期間における利益分配として、連結当期純利益に対する配当性向30%以上を継続する方針です。今後とも、中長期的視点から、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益分配に努めてまいります。

。基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、平成21年6月19日開催の当社第128回定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、おおむね以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定し、また、本プランは、上記当社定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。なお、本プランは、上記取締役会において社外取締役2名を含む全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛同しました。本プランの詳細については、当社のウェブサイト

（<http://www.kuraray.co.jp/release/2009/pdf/090430.pdf>）をご参照ください。

1. 本プランの内容

(1) 対抗措置発動の対象となる大量買付行為

本プランにおいては、次の もしくは に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といいます。）がなされまたはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 大量買付者に対する情報提供の要求

(i) 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行う場合には、当社取締役会が予め承認した場合を除き、まず、その実施に先立ち、当社に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

大量買付者の氏名または名称および住所または所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的および事業の内容ならびに大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要

大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数ならびに大量買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡または重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

大量買付者が現に保有する当社の株券等の数および意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

大量買付ルールを遵守する旨の誓約

() 大量買付情報の提供

大量買付者には、上記(i)の意向表明書を提出いただいた場合には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、上記(i)の意向表明書受領後10営業日（初日不算入とします。）以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリスト（以下「大量買付情報リスト」といいます。）を、上記(i)の国内連絡先宛に発送します。

また、大量買付情報リストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報だけでは、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のためには不十分であると当社取締役会が客観的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

なお、意向表明書が提出された事実および大量買付者から提供された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会は適時かつ適切にその全部または一部を株主の皆様に公表いたします。

また、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であり、大量買付情報の提供が完了したと客観的に判断する場合には、速やかに、その旨を大量買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、株主の皆様に公表いたします。

() 使用言語

上記(i)の意向表明書の提出および上記()の大量買付情報の提供は日本語で行っていただきます。

(3)取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、当該大量買付行為の内容に応じて、意見形成、代替案の策定等の難易度等を勘案し、下記 または に定める期間（いずれの場合も初日不算入とします。）の範囲内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による大量買付行為の条件・方法等の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する意見形成、代替案の策定等を行うための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には最長60日

その他の大量買付行為の場合には最長90日

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大量買付者から提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の条件・方法等の評価・検討を行い、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大量買付者に対して通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。また、当社取締役会は、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉を行うとともに、当社取締役会として株主の皆様に対する代替案の策定等を行うものとします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見の形成または株主の皆様に対する代替案の策定等を完了するに至らないことにやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします。但し、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長30日間（初日不算入とします。）とします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間および当該延長の理由について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従い、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。

大量買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。

(4)大量買付行為がなされた場合の対応方針

(i)対抗措置発動の条件

(ア)大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合

特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記()をご参照ください。）を発動することができるものとします。

かかる場合、下記2.(1)()に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて当社取締役会から独立したフィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の外部専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記 にかかわらず、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。

(イ)大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合

特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付者による大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関して大量買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記()をご参照ください。）を発動することがあります。

かかる場合、下記2.(1)()に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記にかかわらず、株主意思確認総会を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。また、かかる勧告がない場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。

(ウ)株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記(3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大量買付行為を開始することができるものとします。

()対抗措置の内容

当社取締役会は、上記() (ア)または(イ)において発動することとされる対抗措置として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行いました。

2. 本プランの合理性および公正性を担保するための仕組みについて

(1)特別委員会の設置および諮問等の手続

(i)特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います（但し、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従います。）が、その判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役および社外監査役の中から選任されるものとします。本プラン導入時の特別委員会の委員には、青本健作氏、塩谷隆英氏、小野寺弘夫氏、および藤本美枝氏の合計4名が就任しました。

() 対抗措置発動の手續

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手續を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。但し、上記1.(4)(i)に記載のとおり、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただく場合もあります。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者から提供された情報その他の情報に基づき、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

() 特別委員会に対するその他の諮問

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非および対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主の皆様のご意思の確認

(i) 本プランの導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、本プランの導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成21年6月19日開催の当社第128回定時株主総会において本プランの導入に関する議案をお諮りし、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。

() 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記1.(4)(i)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

(3) 外部専門家等の助言

当社取締役会は、大量買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容、大量買付者が提供した情報の大量買付情報としての充分性、取締役会評価期間の設定、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非、および対抗措置の維持の是非に関して判断・決定する場合、大量買付行為の条件・方法等を評価・検討等する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合について、その判断等の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、外部専門家等の助言を得るものとします。

(4) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本プランに基づき対抗措置を発動した場合であっても、大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について検討し、上記 または の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は中止または撤回し、速やかにその旨を公表いたします。

(5)本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更についての株主の皆様のご意思の尊重

本プランの有効期間は、平成24年に開催される当社第131回定時株主総会の終結時までとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

また、当社取締役会は、基本方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更もしくは解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲内で、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更することがあります。

本プランについては、平成22年以降に開催される毎年の当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更について、検討の上、決定します。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1)本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記2.(4)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回をした場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

．上記 ．の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的として、上記 ．の取組みを行っております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株式の大量買付けは困難になるものと考えられます。したがって、上記 ．の取組みは上記 ．の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

．上記 ．の取組みについての取締役会の判断

上記 ．の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行いまたは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記 ．の取組みは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、上記 ．の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 ．の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記 ．の取組みにおいては、株主意思の重視、合理的な客観的要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 ．の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものです。

したがって、上記 ．の取組みは上記 ．の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発の金額は、3,857百万円です。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりです。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
㈱クラレ 西条事業所 (愛媛県西条市)	樹脂	光学用ポバールフィルム生産設備増強工事	5,000	0	自己資金	平成22年 6月	平成24年 4月	2,000万 ㎡/年

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	382,863,603	382,863,603	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 500株
計	382,863,603	382,863,603	-	-

(注)平成22年4月30日の取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、平成22年7月1日付で単元株式数を500株から100株に変更しています。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成14年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	587
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	293,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 825
新株予約権の行使期間	自平成16年6月28日 至平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 825 資本組入額 413
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役および従業員であることを要するものとする。ただし、当社の取締役、監査役もしくは理事または当社の主要子会社(注)の社長の地位にあった者については、退任、定年退職後においても行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)クラレエンジニアリング株式会社、クラレケミカル株式会社、クラレトレーディング株式会社、クラレプラスチック株式会社、クラレ不動産株式会社(平成22年7月クラレテクノ株式会社と合併)、クラレテクノ株式会社、株式会社テクノソフト、Kuraray America, Inc.、Eval Company of America(平成20年1月Kuraray America, Inc.と合併)、Kuraray Europe GmbH、EVAL Europe N.V.およびKuraray Specialities Europe GmbH(平成18年9月Kuraray Europe GmbHと合併)の12社をいいます。

平成15年6月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,614
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,307,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 918
新株予約権の行使期間	自平成17年6月27日 至平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 918 資本組入額 459
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員であることを要するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第238条第1項、第2項および第240条第1項に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成19年5月16日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	63
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成19年6月6日 至平成34年6月5日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,319 資本組入額 660
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成34年5月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無

償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記 に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記（注1-1）に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記（注1）に準じて決定する。

平成20年5月20日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	102
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成20年6月11日 至平成35年6月10日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる ときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,265 資本組入額 633
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成35年5月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額
会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項
上記(注1-1)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件
上記(注1)に準じて決定する。

平成21年5月19日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	170
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成21年6月10日 至平成36年6月9日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 948 資本組入額 474
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成36年5月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記（注1-1）に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記（注1）に準じて決定する。

平成22年5月19日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	167
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成22年6月10日 至平成37年6月9日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,055 資本組入額 528
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成37年5月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記(注1-1)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(注1)に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	382,863,603	-	88,955	-	87,098

(6) 【大株主の状況】

平成22年6月7日付でブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者であるグループ会社8社から連名で大量保有報告書の提出があり、平成22年5月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、第1四半期会計期間末日付の株主名簿を作成していないことから、当社として実質所有株式数の確認ができていません。

なお、大量保有報告書の内容は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ブラックロック・インスティ テューショナル・トラスト・カ ンパニー、エヌ．エイ．	米国 カリフォルニア州 サンフラン シスコ市 ハワード・ストリー ト400	5,818	1.52
ブラックロック・ジャパン株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番 3号	3,521	0.92
ブラックロック・アドバイザーズ (ユークー)リミテッド	英国 ロンドン市 キングウィリア ム・ストリート33	3,039	0.79
ブラックロック・ファンド・ア ドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフラン シスコ市 ハワード・ストリー ト400	2,817	0.74
ブラックロック・アドバイザーズ ・エルエルシー	米国 デラウェア州 ウィルミント ン ベルビュー パークウェイ100	2,045	0.53
ブラックロック(ルクセンブル ク)エス・エー	ルクセンブルク大公国 セニン ガーバーグ L-2633 ルート・ ドゥ・トレベ6D	815	0.21
ブラックロック・アセット・マ ネジメント・オーストラリア・ リミテッド	オーストラリア国 ニュー・サウ ス・ウェールズ州 シドニー ジョージ・ストリート225	508	0.13
ブラックロック・インベストメ ント・マネジメント(ユーク ー)リミテッド	英国 ロンドン市 キングウィリア ム・ストリート33	489	0.13
ブラックロック・インベストメ ント・マネジメント・エルエル シー	米国 ニュージャージー州 プレイ ンズボロー スカダーズ・ミル ロード800	422	0.11
計	-	19,477	5.09

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 34,790,000	-	-
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 346,146,000	692,292	-
単元未満株式	普通株式 1,927,603	-	1単元(500株)未満の株式です。
発行済株式総数	382,863,603	-	-
総株主の議決権	-	692,292	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれています。
2. 平成22年4月30日の取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、平成22年7月1日付で単元株式数を500株から100株に変更しています。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津 1621番地	34,790,000	-	34,790,000	9.09
計	-	34,790,000	-	34,790,000	9.09

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	平成22年5月	平成22年6月
最高(円)	1,279	1,224	1,163
最低(円)	1,151	1,070	1,033

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）および前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）および前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,040	28,991
受取手形及び売掛金	76,840	75,923
有価証券	75,976	73,978
商品及び製品	38,760	38,829
仕掛品	8,147	8,044
原材料及び貯蔵品	11,460	10,972
繰延税金資産	4,780	5,824
その他	7,348	7,366
貸倒引当金	761	604
流動資産合計	252,593	249,326
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2 35,188	2 34,880
機械装置及び運搬具(純額)	2 94,178	2 96,170
土地	2 18,153	2 18,230
建設仮勘定	8,523	11,560
その他(純額)	2 2,821	2 2,867
有形固定資産合計	1 158,865	1 163,709
無形固定資産		
のれん	16,411	17,941
その他	3,642	3,848
無形固定資産合計	20,054	21,790
投資その他の資産		
投資有価証券	46,656	49,006
長期貸付金	1,404	1,279
繰延税金資産	7,820	6,570
前払年金費用	6,526	6,666
その他	5,336	4,999
貸倒引当金	544	532
投資その他の資産合計	67,199	67,989
固定資産合計	246,119	253,489
資産合計	498,712	502,815

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	27,056	27,235
短期借入金	11,410	12,158
コマーシャル・ペーパー	6,000	6,000
未払法人税等	3,361	6,038
賞与引当金	3,665	6,129
その他の引当金	81	138
その他	20,114	18,850
流動負債合計	71,689	76,550
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	45,589	46,502
繰延税金負債	5,577	5,524
退職給付引当金	14,485	14,248
役員退職慰労引当金	132	167
環境対策引当金	1,254	1,275
資産除去債務	2,382	-
その他	10,438	10,727
固定負債合計	89,860	88,446
負債合計	161,550	164,996
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,955	88,955
資本剰余金	87,181	87,192
利益剰余金	206,985	204,070
自己株式	41,034	41,068
株主資本合計	342,087	339,150
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,335	3,767
繰延ヘッジ損益	78	103
為替換算調整勘定	10,523	8,230
評価・換算差額等合計	8,266	4,566
新株予約権	274	186
少数株主持分	3,066	3,048
純資産合計	337,162	337,818
負債純資産合計	498,712	502,815

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	72,910	87,715
売上原価	55,975	58,808
売上総利益	16,935	28,906
販売費及び一般管理費		
販売費	3,708	4,502
一般管理費	11,496	11,869
販売費及び一般管理費合計	15,205	16,372
営業利益	1,730	12,534
営業外収益		
受取利息	74	105
受取配当金	328	267
持分法による投資利益	17	17
投資有価証券割当益	-	167
その他	279	136
営業外収益合計	700	695
営業外費用		
支払利息	332	294
その他	585	952
営業外費用合計	917	1,246
経常利益	1,512	11,983
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,548
投資有価証券評価損	173	571
構造改善特別損失	762	154
特別損失合計	935	2,274
税金等調整前四半期純利益	576	9,708
法人税、住民税及び事業税	52	3,611
法人税等調整額	378	368
法人税等合計	430	3,979
少数株主損益調整前四半期純利益	-	5,728
少数株主利益	7	29
四半期純利益	138	5,699

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	576	9,708
減価償却費	8,225	8,084
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,548
投資有価証券評価損	173	571
売上債権の増減額(は増加)	627	1,328
たな卸資産の増減額(は増加)	8,533	1,065
仕入債務の増減額(は減少)	2,124	53
その他	91	1,143
小計	14,847	18,717
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	664	6,054
その他	118	78
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,302	12,741
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	5,015	317
有価証券の純増減額(は増加)	27,000	2,994
有形及び無形固定資産の取得による支出	6,204	4,510
投資有価証券の取得による支出	176	96
その他	569	733
投資活動によるキャッシュ・フロー	38,966	8,652
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,418	1,964
長期借入れによる収入	11,000	-
長期借入金の返済による支出	-	3,200
配当金の支払額	3,482	2,784
その他	147	92
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,951	4,112
現金及び現金同等物に係る換算差額	255	245
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	18,457	268
現金及び現金同等物の期首残高	46,157	16,412
現金及び現金同等物の四半期末残高	27,700	16,143

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 持分法の適用に関する事項の変更	(持分法適用関連会社) 持分法適用関連会社の変更 前連結会計年度まで持分法適用関連会社であったヒカリシューズ(株)は、平成21年5月に解散を決議し、特別清算を申立、受理されていましたが、平成22年6月に債権者集会を開催して協定案を決議し、当社が影響力をおよぼすことがなくなったことから、持分法適用の範囲から除外しています。 変更後の持分法適用関連会社の数 1社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しています。 これにより、営業利益および経常利益に与える影響は軽微であり、税金等調整前四半期純利益は、1,549百万円減少しています。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,564百万円です。 前第1四半期連結会計期間まで固定負債の「その他」に含めて表示していた在外子会社の資産除去債務は、開示の明瞭性を高めるため、当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務」に含めて表示しています。なお、前連結会計年度における当該金額は812百万円です。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しています。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
重要性が乏しい連結会社における簡便な会計処理	連結財務諸表における重要性が乏しい一部の連結子会社は、四半期財務諸表における税金費用の計算にあたり、税引前四半期純利益に前年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じて計算しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当社および連結子会社において四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 491,466百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 486,188百万円
2 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額	2 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額
建物及び構築物 2,019百万円	建物及び構築物 2,019百万円
機械装置及び運搬具 924百万円	(うち当連結会計年度控除 27百万円)
土地 1,257百万円	機械装置及び運搬具 925百万円
その他 36百万円	(うち当連結会計年度控除 209百万円)
	土地 1,257百万円
	その他 36百万円
	(うち当連結会計年度控除 0百万円)
3 保証債務	3 保証債務
連結会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証(保証予約を含む)を行っています。	連結会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証(保証予約を含む)を行っています。
社会福祉法人	社会福祉法人
石井記念愛染園(連帯保証) 1,907百万円	石井記念愛染園(連帯保証) 1,939百万円
可樂麗魔術粘扣帯(上海)有限公司他1社 65百万円	可樂麗魔術粘扣帯(上海)有限公司他1社 68百万円
(うち外貨建 2社 RMB 5,000千)	(うち外貨建 2社 RMB 5,000千)
計 1,972百万円	計 2,008百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。
運賃及び保管料 2,533百万円	運賃及び保管料 2,984百万円
研究開発費 3,271	研究開発費 3,604
給料等 3,167	給料等 2,988
賞与引当金繰入額 663	賞与引当金繰入額 881
退職給付費用 252	退職給付費用 272

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 17,588百万円	現金及び預金勘定 30,040百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 5,885百万円	預入期間が3か月を超える定期預金 13,896百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 15,997百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) -百万円
現金及び現金同等物 27,700百万円	現金及び現金同等物 16,143百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 382,863千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 34,761千株
3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 274百万円

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,784	8.00	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5. 当第1四半期連結会計期間において株主資本の金額に著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

(百万円)

	化成品・樹脂	繊維	機能材料・ メディカル他	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	44,436	17,971	10,502	72,910	-	72,910
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	35	95	1,694	1,825	(1,825)	-
計	44,472	18,066	12,197	74,736	(1,825)	72,910
営業利益又は 営業損失()	5,221	535	580	5,265	(3,535)	1,730

(注) 1. 事業区分は、売上集計区分によっています。

2. 各事業の主な製品

- (1) 化成品・樹脂ポパール樹脂・フィルム、PVB樹脂・フィルム、エチレンビニルアルコール樹脂<エパール>、イソブレン、ファインケミカル、メタクリル樹脂、樹脂加工品他
- (2) 繊維ピニロン、人工皮革<クラリーノ>、乾式不織布<クラフレックス>、面ファスナー<マジックテープ>、ポリエステル、テキスタイル他
- (3) 機能材料・メディカル他メディカル製品、機能材料、活性炭、高機能膜、エンジニアリング他

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

（百万円）

	日本	北米	欧州	アジア	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	52,663	5,155	12,014	3,076	72,910	-	72,910
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	4,445	803	321	285	5,855	(5,855)	-
計	57,109	5,959	12,335	3,362	78,766	(5,855)	72,910
営業利益又は 営業損失（ ）	5,693	210	327	267	5,543	(3,813)	1,730

(注) 1. 国または地域は、地理的近接度により北米、欧州、アジアに区分しています。

2. 各区分に属する主な国または地域の内訳は、次のとおりです。

- (1)北米アメリカ
- (2)欧州ドイツ、ベルギー
- (3)アジアシンガポール、香港、中国

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

	北米	欧州	アジア	その他の 地域	計
海外売上高（百万円）	5,601	12,917	15,289	874	34,682
連結売上高（百万円）	-	-	-	-	72,910
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	7.7	17.7	21.0	1.2	47.6

(注) 1. 国または地域は、地理的近接度により北米、欧州、アジア、その他に区分しています。

2. 各区分に属する主な国または地域の内訳は、次のとおりです。

- (1)北米アメリカ、カナダ
- (2)欧州ドイツ、イギリス
- (3)アジア韓国、中国
- (4)その他中南米地域、アフリカ地域

3. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高です。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、カンパニー制を導入しており、各カンパニーは、取り扱う製品等について国内および海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。また、子会社のうち、クラレトレーディングは、クラレグループ製品の加工販売や他社製品の取り扱いを含め、独自に企画・販売する事業を主体的に行っています。

したがって、当社は、カンパニーを基礎とした製品別のセグメントと、トレーディングセグメントで構成されており、「樹脂」、「化学品」、「繊維」および「トレーディング」の4つを報告セグメントとしています。

「樹脂」は、ポパール、P B、<エパール>等の機能樹脂、フィルムを生産・販売しています。「化学品」はメタクリル樹脂、イソプレン関連製品、<ジェネスタ>、メディカル関連製品を生産・販売しています。「繊維」は、合成繊維、人工皮革、不織布等を生産・販売しています。「トレーディング」は、合成繊維、人工皮革等を加工・販売している他、その他のクラレグループ製品および他社製品の企画・販売を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日) (百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	樹脂	化学品	繊維	トレー ディング	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	28,745	11,345	9,959	27,682	77,733	9,981	87,715	-	87,715
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	8,157	7,321	4,696	869	21,045	3,066	24,111	24,111	-
計	36,902	18,667	14,655	28,552	98,778	13,048	111,826	24,111	87,715
セグメント利益	13,005	856	459	606	14,928	1,068	15,997	3,463	12,534

- (注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、活性炭、アクア事業、エンジニアリング等を含んでいます。
2. セグメント利益の調整額 3,463百万円には、セグメント間取引消去 85百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 3,377百万円を含んでいます。全社費用の主なものは、提出会社の基礎研究費、本社管理部門費です。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しています。
4. 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。
- これにより、各セグメントに与える影響は軽微です。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しています。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 958.98円	1株当たり純資産額 961.24円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 0.40円	1株当たり四半期純利益金額 16.37円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 0.40円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 16.34円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	138	5,699
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	138	5,699
期中平均株式数(千株)	348,209	348,095
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	226	613
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
該当事項はありません。

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<p>当社は、平成22年8月4日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定ならびに平成22年6月24日開催の当社第129回定時株主総会の決議に基づき、当社中期アクションプラン「GS-Twins」の達成に向けて、当社および当社子会社の取締役および従業員等の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上に資することを目的として、当社および当社子会社の取締役および従業員等に対してストックオプションとして発行する、新株予約権の募集事項を決定しました。</p> <p>当該新株予約権の概要については次のとおりです。</p> <p>(1) 対象者の区分及び人数 当社取締役等26名、当社従業員4,322名、当社子会社取締役・従業員等2,639名</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数 当社普通株式4,647,000株とする。ただし、以下に定める新株予約権の目的である株式数の調整が行われる場合は、上記株式数も同様の調整を行う。また、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む、以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>上記のほか、割当日後、当社が合併、株式交換、または株式移転を行う場合、その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整することができる。</p> <p>(3) 新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことの要否 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。</p> <p>(4) 新株予約権の割当日 平成22年10月1日</p>

当第1四半期連結会計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年6月30日)

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)の平均値(終値のない日数を除き、また1円未満の端数は切り上げる。)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち割当日に最も近い日の終値)のいずれか高い方の金額とする。

なお、新株予約権の割当日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日以降に当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに上記のほか、割当日後、当社が合併、株式交換、または株式移転を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成24年6月25日から平成32年6月24日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社または当社子会社の役員、執行役員、相談役、常勤顧問または従業員であることを要する。ただし、当社の役員、執行役員もしくは理事または当社の主要子会社(クラレエンジニアリング株式会社、クラレケミカル株式会社、クラレトレーディング株式会社、クラレプラスチック株式会社、クラレテクノ株式会社、Kuraray America, Inc.、Kuraray Europe GmbHおよびEVAL Europe N.V.の8社をいう。)の社長の地位にあった者については、退任後においても行使することができる。

新株予約権の質入、相続その他一切の処分は認めない。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結される「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9) 新株予約権の取得、消去事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社取締役会の決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得し、消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使をする前に、上記(9)の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかなを問わず権利を行使することができなくなった場合は、当社は、当該新株予約権を無償で取得し、消却することができる。

(10) その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は取締役社長に一任する。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

株式会社クラレ
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 仲澤 孝宏

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北川 哲雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月12日

株式会社クラレ

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 仲澤 孝宏

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北川 哲雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に会計処理基準に関する事項の変更として記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。